

資料 2

令和 7 年度特定健診未受診者  
対策等支援業務

業務仕様書

令和 7 年 4 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度特定健診未受診者対策等支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下、「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

対象となる40歳～74歳の被保険者にメタボリックシンドロームに着目して実施する特定健康診査（以下、「特定健診」という）については、被保険者の生活習慣病の予防につながる重要な取組であるものの、本県の市町村国保においては、平均での受診率が国の定めた目標値に達しておらず、各市町村の受診率には格差がある状況である。

特定健診は、医療費適正化の観点においても多くの被保険者に実施することが重要であることから、各市町村の特定健診未受診者対策の実施内容等の調査及び好事例の横展開をし、また、特定健診・特定保健指導のスキルアップにつながる研修会を開催し、人材育成を図ることを目的とする。

### (2) 本業務の内容

- ア 特定健診未受診者対策等調査・報告業務
- イ 特定健診・特定保健指導等能力向上研修

## 2 業務内容

県として定める仕様は以下のとおり。

### (1) 特定健診未受診者対策等調査・報告業務

#### ア 市町村調査

当県の特定健診に関する課題発見のため、県内の市町村国保被保険者に実施する特定健診について、実施方法や実施した受診勧奨施策等について、特定健診の受診率（速報値を含む）と併せて調査する。なお、受診勧奨の施策と受診率をマッチングさせて考察すること。

- ・対象：県内全市町村
- ・対象年度：令和5年度及び令和6年度
- ・内容：①特定健診の実施方法  
②特定健診の受診率（速報値を含む）  
③各年度での特定健診受診勧奨施策  
（例）対象・時期・方法・媒体・その他工夫点

#### イ 調査結果の分析レポートの作成

調査結果を基に市町村ごとの各年度の受診率と実施した受診勧奨施策をまとめ、分析レポートを作成すること。また、分析レポートは、グラフや表、地図等を用いて可視化できるようにし、市町村や二次医療圏ごとに比較、県等や国等の平均値と比較できるようにするなど、工夫を凝らすこと。なお、最終的なレポートの内容は県と受託者の協議の上決定する。

#### ウ 市町村へのヒアリング

分析レポートから判明した受診率向上に効果的な取組について、対象市町村を選定し、現地ヒアリングを実施すること。なお、最終的な対象市町村数等は県と協議の上決定する。

## エ 検討会議の開催

県内を4つ程度のエリアに分けて、エリアごとに各1回を基本とし、2(1)アにより調査した内容を報告するとともに、意見交換等のグループワークを行う会議の企画・運営・実施をすること。会議は、原則集合形式とするが、現地とオンラインのハイブリッドに対応した形式で開催すること。また、検討会議後に事後アンケートを実施し、効果検証をすること。

なお、対象者は、市町村、保健所、関係機関等の職員を対象とし、参加人数は合計80名程度を想定。受託者は、県が指定する対象者に対して、開催の通知、受付及び問い合わせ対応等についても行うこと。

### ○検討会議の想定内容

形式	所要時間	内容
講義等	30分程度	有識者からの講義等
グループワーク	90分程度	保健所、市町村等の担当者において、特定健診受診率向上に向けた自治体の取り組み、意見交換等の実施

## オ 報告会の開催

2(1)ア～エの実施内容を報告するとともに、意見交換等のグループワークを行う会議の企画・運営・実施をすること。会議は、1回の開催を基本とし、原則集合形式とするが、現地とオンラインのハイブリッドに対応した形式で開催すること。また、報告会后に事後アンケートを実施し、効果検証をすること。

なお、対象者は、市町村、保健所、関係機関等の職員を対象とし、参加人数は合計80名程度を想定。受託者は、県が指定する対象者に対して、開催の通知、受付及び問い合わせ対応等についても行うこと。

### ○報告会の想定内容

形式	所要時間	内容
講義 グループワーク等	120分程度	・受託者による実施結果報告 (出席者に対する質疑応答含む) ・グループワーク 等

## (2) 特定健診・特定保健指導等能力向上研修

特定健診・特定保健指導等について、事業実施スキル向上につながる研修会の企画・運営・実施をすること。研修会は、1回の開催を基本とし、原則集合形式とするが、現地とオンラインのハイブリッドに対応した形式で開催すること。また、研修会后に事後アンケートを実施し、効果検証をすること。

令和7年度の研修テーマは、「ICTを活用した特定保健指導」とすること。

また、本研修会及び事後アンケートを通して収集した市町村の意見を踏まえて、県と協議の上3市町村程度を選定し、現地ヒアリングを実施し、研修会の内容に関する当県の課題や好事例等を調査し、報告すること。

## (3) 留意事項

- ・上記の内容のほか、本業務を効果的に実施するための方策等の提案があれば、予算の範囲内においてその内容を盛り込むこと。
- ・各事業の調査、ヒアリング及びアンケート等の実施の際は、提出がない市町村等に対する連絡や回答内容の再調査をするなど、適切な回答が得られるように努めること。

と。また、回答者に過度な負担とならないように配慮をすること。

・検討会議、報告会、研修会について、県が主催する各種研修等と合同で開催する可能性もあるため、考慮のこと。

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「プロポーザル実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。